

2011年4月25日

日綜（上海）投資諮詢有限公司

副総経理 吳 明憲

e-mail : [meiken@jris.com.cn](mailto:meiken@jris.com.cn)<http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 18 楼 41 室

電話 : 021-6841-1288 fax : 021-6841-1287

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ

## クロスボーダー人民元資本項目業務オペレーションに関する通達

2011年4月7日付で《国家外貨管理局総合司：クロスボーダー人民元資本項目業務オペレーションの規範化に関する問題に関する通知》<sup>1</sup>が公布され、5月1日より施行されることになりました。経常項目におけるクロスボーダー人民元貿易決済が徐々に普及しつつある一方で、資本項目においては個別審査の対象となっておりましたが、本通知によりオペレーションが簡素化されることが期待されます。

### 1. クロスボーダー人民元国外直接投資業務オペレーション

#### (1) 人民元を利用したの国外直接投資

国内機構<sup>2</sup>が人民元を使用し国外直接投資を行う場合、《国外直接投資人民元決済試点業務管理弁法》<sup>3</sup>に従って、所在地外貨管理局にて国外投資登記または変更登記ならびに前期費用送金登記手続きを行う必要があります。

#### (2) 人民元と外貨、及び人民元の外貨転による国外直接投資

国内機構は人民元と外貨を混合して国外直接投資を行う場合、及び人民元の国外直接投資を外貨形式に変更して国外直接投資を行う場合は、次のようなオペレーションが必要となります。

<sup>1</sup> 匯綜発[2011]38号

<sup>2</sup> ここでは金融機構を含みません。以下も同じです。

<sup>3</sup> 中国人民銀行公告[2011]第1号

前期費用外貨送金	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内機構が人民元形式で前期費用を送金する場合、所在地外貨管理局にて国外投資前期費用送金の限度額登記(変更登記を含む)を行う。</li> <li>銀行は国内機構に対し前期費用送金手続きを行うとともに、すぐに外貨管理局に関連情報を備案する。</li> </ul>
国外直接投資登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内機構は所在地外貨管理局にて国外直接投資登記手続きを行う。</li> <li>銀行は国内機構に対し国外直接投資送金業務を行うとともに、すぐに外貨管理局に関連情報を備案する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内機構が人民元で国外投資した企業の清算、減資または国外機構の持分譲渡などで発生した国外での合法的な所得の送金受け入れを行う場合、所在地外貨局にて送金受入可能クロスボーダー人民元限度額登記を行う。</li> <li>銀行は送金手続きをするとともに、すぐに外貨管理局に関連情報を備案する。</li> </ul>

## 2. クロスボーダー人民元での外商直接投資業務オペレーション

クロスボーダー人民元での外商直接投資におけるオペレーションは次のとおり行うこととなります。

### (1) 外商投資企業の登記及び変更登記

国外投資者がクロスボーダー人民元形式<sup>4</sup>を通じて出資または持分譲渡対価の支払いを行う場合、その対象となる企業は商務主管部門が明記した人民元出資または持分譲渡対価支払の認可書類などの材料を持って、所在地外貨管理局にて相応する外商投資企業登記もしくは変更登記を行います。

### (2) 資金の口座入金備案

銀行は外商投資企業に対しクロスボーダー人民元資本金の口座入金及び持分譲渡方に対する資産現金化収入の口座入金後、すぐに外貨管理局に関連情報を備案します。

国外投資者が外商投資企業設立前にクロスボーダーで前期資金<sup>5</sup>の人民元支払いを必要とする場合、先に外商投資企業設立予定所在地の外貨管理局でクロスボーダー人民元前期費

<sup>4</sup> 国外人民元資金及び非居住者国内人民元口座資金を含みます。以下も同じです。

<sup>5</sup> 買収類、費用類、保証類資金を含みます。

用限度額登記を行います。そして、銀行は直接投資システムで登記している限度額に基づいてクロスボーダー人民元前期費用入金を行った後、すぐに外貨管理局へ関連情報を備案します。

### (3) 験資確認

払い込まれた資金の験資確認について、銀行、国外投資者、外商投資性公司は以下の手続きを行う必要があります。

銀行	外商投資企業に対しクロスボーダー人民元資本金の口座入金及び持分譲渡方に対する資産現金化収入の口座入金後、すぐに外貨管理局に関連情報を備案する。
国外投資者	クロスボーダー人民元にて中国側 <sup>6</sup> に持分対価の支払いをする場合、入金側主体所在地の外貨管理局は入金側主体に対し「持分譲渡入金登記証明」を発行する。
外商投資性公司がクロスボーダー人民元収入を国内投資に用いる場合	被投資企業所在地外貨管理局は外商投資性会社所在地外貨管理局が発行したクロスボーダー人民元国内投資認可書類に沿って外貨登記及び資本金検査確認手続きを行う。

### (4) 対外支払

銀行は国外投資者に対して人民元形式による減資、持分譲渡、清算、投資による合法所得の先行回収<sup>7</sup>を払出すにあたり、送金を行うとともにすぐに外貨管理局に備案する必要があります。

## 3. 国内企業の国外貸付業務のオペレーション

国内企業が国外宛に貸付業務を行う場合、貸付と回収について以下のオペレーションを行う必要があります。

<sup>6</sup> 投資性外商投資企業を含みます。

<sup>7</sup> 配当、特別配当などを含みます。

国内企業が人民元形式でその国外投資企業に貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内企業は所在地外貨管理局にて国外貸付限度額登記を申請する。</li> <li>・ 銀行は送金をするとともに、すぐに外貨管理局に関連情報を備案する。</li> </ul>
国内企業がクロスボーダー人民元形式にて国外に貸し出された元本及び利息を回収	銀行はすぐに直接投資システムを通じて外貨管理局に関連情報を備案する。

#### 4. クロスボーダー人民元の対外（偶発）債務業務オペレーション

##### （1）人民元外債

国内機構<sup>8</sup>が人民元外債を利用する場合、原則として現行の外債管理規定に従ってオペレーションを行います。そしてクロスボーダー人民元形式で送金された資金を引き出す場合、当該外債資金については所在地外貨管理局に外債専用口座の開設を申請する必要はありません。

##### （2）人民元対外担保

国内機構が人民元対外担保を提供する場合、原則として現行の対外担保管理規定に従いオペレーションを行います。

#### 5. クロスボーダー証券項目業務オペレーション

##### （1）A株上場会社の外資株主の人民元形式での持株売却及び配当所得の払い出し

A株上場会社の外資株主は規定<sup>9</sup>に基づいて、上場企業登録地外貨管理局にてA株売却により得た資金の人民元形式による国外送金を申請する必要があります。

##### （2）H株上場会社の人民元形式での外国株主への配当の払い出し

国外上場（H株）会社は書面申請、上場会社董事会利益配分決議及び納税証明などの書面を持って銀行にて人民元形式での国外株主配当支払を申請します。直接投資システムへの登録の有無により、銀行側の手続きは以下のように異なります。

<sup>8</sup> ここでは金融機構を含みます。

<sup>9</sup> 《中国人民銀行弁公庁：A株上場企業外資株主持株売却及び配当に関わる口座開設と外貨管理に関する問題に関する通知》（銀弁発[2009]178号）第六条

すでに直接投資システムに登録されている会社	銀行は直接投資システムを通じて関連配当情報をフィードバックする。
直接投資システムに登録されていない会社	銀行は資金払い出し後5営業日以内に関連情報（資金振り出し日、金額を含む）を書面にて所在地外貨管理局に送付備案する。

商務部門に関して言えば今年2月25日付で公布した《商務部：外商投資管理工作関連問題に関する通知》<sup>10</sup>の中で、国外投資者がクロスボーダー貿易決済で取得した人民元及び国外で合法的に取得した人民元を利用しての中国への投資（企業新設、現有企業に対する増資、国内企業の合併買収及び貸付提供等を含む）について認める旨の内容がすでに含まれており、通達上は可能となっております。流れとしては省級商務主管部門は事前に商務部（外資司）に書面報告し、商務部（外資司）の同意回答書を待ってから、関連手続きを行うというものですが、通達が公布されてからの期間が短いため事例は多くなく、未確認情報ではありますが、事例はまだ3つの省にとどまっているとのこと。本通知により資金面での手続きもある程度整備されたことから、クロスボーダー人民元決済を活用している企業の場合、今後クロスボーダー人民元を活用して出資を行うことも検討手法の一つとして加わっていくこととなります。

以 上

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。

<sup>10</sup> 商資函[2011]72号